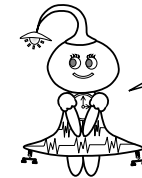


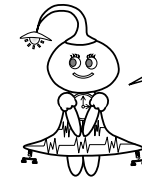
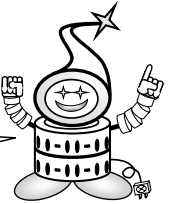
地域情報化Q & A

智頭町の光ケーブル設置による地域情報化事業について、集落説明会をする中で住民の皆様から多く寄せられた質問についてお答えします。



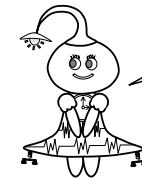
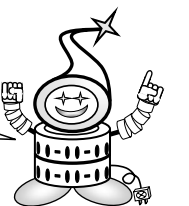
ひかり電話を使うと、いままでの電話回線はどうなるの？

今までの電話回線は「休止」することになるんだ。だから基本料金が二重になったりしないし、電話の権利も残るんだよ。



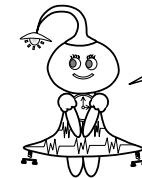
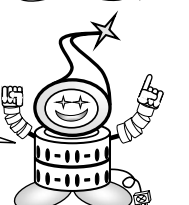
今使っている電話機やFAXは使えなくなるの？

町が設置する機械に接続すればそのまま使えるよ。ただしISDN専用機は使えないから注意してね！使えるかどうかはNTT西日本で確認できるんだ。



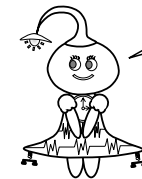
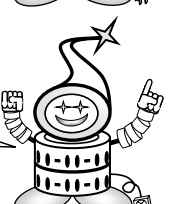
今使っている電話機でも無料電話ができるの？

無料電話ができるのは、町が設置する「告知端末」だけなんだ。だから今使っている電話機は町外電話専用、告知端末が町内電話専用になるね。



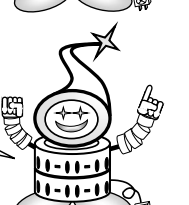
インターネットのプロバイダーはそのまま使えるの？

う～ん、実は使えるところと使えないところがあるんだ。それはプロバイダーに確認する必要があるね。



家の工事はいつごろしてもらえるの？

今のところ10月下旬から2月中旬の予定だよ。工事前には集落の世話人さんに連絡をするけど、家ごとの都合もあるし、工事業者さんと調整が必要だね。



※ISDN……電話線 1 回線で 2 回線利用できる技術のこと。

事業及びサービスについてのお問い合わせは、役場企画課75-4112（岡田、松村）かNTT西日本0120-93-1968へお願いします。

父子家庭も児童扶養手当の対象に

—平成22年8月～11月分の手当の支給は12月です—

大事なお知らせ

○平成22年6月2日に児童扶養手当法の一部を改正する法律が公布され、8月1日から父子家庭の父親も児童扶養手当の支給対象となります。

○児童扶養手当を受給するためには市町村への申請（認定請求）が必要です。

○平成22年11月30日までに手続きをしてください。

児童扶養手当とは？

◆離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成されている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

父子家庭の支給要件は？

◆次の①～⑤のいずれかに該当する子ども（児童）について、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合、または、養育者が父親に代わってその子ども（児童）の生計を維持している場合に支給されます。

※子ども（児童）とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども

手当額（月額）は？

⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

◆手当の額（月額）は次のとおりですが、受給資格者（手当を受ける人）または配偶者及び扶養義務者（同居されている親族等）の所得等によって、手当の一部または全部が支給停止となることがあります。また、公的年金を受ける資格がある場合などは支給されません。

- 児童1人の場合
 - 全部支給：41,720円
 - 一部支給：41,710円
 - ～9,850円
- 児童2人以上の加算額
 - 2人目：5,000円
 - 3人目以降1人につき：3,000円



父子家庭の人が

受給するためには？

◆児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市町村への申請が必要です。

◆平成22年11月30日までに申請していただく、次の取扱いとなります。

○平成22年7月31日までに支給要件に該当している人
↓
11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

○平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人

申請に必要なものは？

◆申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本抄本や住民票、その他の書類が必要となります。必要書類は支給要件によりそれぞれ異なります。

児童扶養手当受給者のみなさんへ （現況届に関する通知は受給者に送ります）

◎現況届の提出は8月中旬に！

現在、児童扶養手当を受けている人は、毎年8月に「児童扶養手当現況届」を提出しなければなりません。この届は、児童扶養手当を引き続き受けられるかを確認するための大切な届です。必ず提出してください。

◎手続きに必要な物

- ・印鑑
- ・児童扶養手当証書
- ・住民票謄本（同居家族全員のもの）

その他必要に応じて提出する書類があります。

この届の提出がないと、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

問合せ先

役場税務住民課 矢部 ☎ 75-4118



平成22年度 智頭町職員採用資格試験

智頭町のため・町民のみなさまのために働きませんか？

「一般事務」、「保育士」の採用資格試験を次のとおり行います。

○受験資格

「一般事務」
八頭郡内並びに鳥取市内在住者（出身者を含む）で、昭和50年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた人

採用予定者：2名程度
「保育士」
八頭郡内並びに鳥取市内在住者（出身者を含む）で、昭和50年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた人

○一次試験
日時 平成22年9月19日（日）
午前9時～午後2時（予定）
場所 八頭町郡家 中央中学校

○二次試験

平成22年10月下旬から11月上旬に行いますが、日程及び場所は第一次試験合格者通知の際にお知らせします。

○受付期間

平成22年7月27日（火）～8月19日（木）午後5時迄
申込用紙は、平成22年7月27日（火）から役場総務課で受領してください。

（注）合格者は採用候補名簿に登載され、欠員があつた場合、そのうちから採用されますので、合格者の全員が必ず採用されることは限りません。

申込み・問合せ先

智頭町役場 総務課

米本・酒本

☎ 75-4111